こころんクラブの延長保育について

こころんクラブでの児童の延長保育の申請に際しては、次のことを十分ご理解いただきますようお願いいたします。

１　延長保育の対象児童について

延長保育の対象となる児童は、次の二つの要件を満たす児童です。

（１）保護者の勤務に付随する理由により午後５時以降（１１月１日から翌年１月３１日までの間は、午後４時３０分以降）も保育することが真に必要であると認められる児童であること。

※入所申請時に提出いただきます就労証明書等により状況を確認させていただき、延長保育が必要と認められない場合、又は事実と異なる申請があった場合は、延長保育が許可されないことや許可が取り消されることがありますので、予めご了承ください。

（２）申請された延長保育の時刻までに、保護者又は保護者の代理人による「迎え」が可能な児童であること。

２　延長保育の実施について

延長保育の要件を満たす児童が２名以上で実施します。

※原則として、年度途中での延長保育の開始又は中止はいたしません。
ただし、年度途中で延長保育する児童がいなくなった場合は、その間延長保育を休止します。

※早期申請受付期間

・新１～３年生　・・・　１１月　４日（水）～１１月３０日（月）（一次申請）
１月　６日（水）～　１月１５日（金）（二次申請）

・新１～６年生　・・・　２月　１日（月）～　２月１０日（水）（三次申請）

延長保育請書に基づき、延長保育の実施が決定した場合は、入所決定と合わせて通知します。

３　延長保育時間等について

（１）実施日は、月曜日から金曜日です。土曜日及び３月３１日は実施しません。

（２）利用時間は、こころんクラブの閉所時刻である午後５時（１１月１日から翌年１月３１日までの間は、午後４時３０分）から利用時間に応じ「午後６時まで」「午後６時３０分まで」「午後７時まで」の中から選択することができます。

4　延長保育する児童の利用料について

児童１名につき、利用料１０，０００円と、利用区分に応じて次の延長保育料が加算されます。

（1）　午後６時００分まで利用　月額２，０００円を加算

（2）　午後６時３０分まで利用　月額３，０００円を加算

（3）　午後７時００分まで利用　月額４，０００円を加算

※利用料の減免は全体に適用されます。

※月途中の延長保育の開始、取消についても、その月の利用料は全額お支払いいただきます。

※延長保育を利用しなかった場合も、登録があれば延長保育料がかかります。

5　年度途中での延長保育ついて

延長保育を実施する場合は、入所後の延長保育申請・利用時間の変更・取消が可能です。希望する月の前月の１５日までに各書類を提出してください。

6　延長保育する児童のお迎えについて

延長保育の児童につきましては、必ず延長保育の利用時刻までに保護者等のお迎えをお願いします。（厳守）

※ 小学生又は中学生の兄姉の迎えは認められません。

※ 万一、突発的な理由で、急に代わりの方が迎えに来られることになった場合は、必ず保護者が事前に迎えに来る方の氏名、続柄等をクラブに連絡してください。

7　降所時の保険について

学童保育児童傷害保険が適用されます。

ただし、自動車等、通常とは異なる方法や異なるルートで降所した場合、適用されませんのでご注意ください。

8　延長保育を使用しない児童の降所について

延長保育を使用しない児童につきましては、午後５時（１１月１日から翌年１月３１日までの間は、午後４時３０分）に降所します。

受付 No.

令和９年度こころんクラブ延長保育申請書

令和　　年　　月　　日

（あて先）社会福祉法人 鶯園 理事長 小林 和彦

（保護者）　住　所　〒　　―

宝塚市

氏　名　　印

(※)保護者本人が自署した場合は、押印は必要ありません

クラブ名　こころんクラブ

下記のとおり延長保育を申請します。

延長保育の開始を希望する時期		令和　　年　　月	
延長保育の利用時間 ※希望の番号に〇を付けてください。		１　午後６時００分まで ２　午後６時３０分まで ３　午後７時００分まで	
延長保育する児童の氏名		（　　年）	
父	氏　　名		
	勤　務　時　間	午前 午後　時　分から　午前 午後　時　分まで	
	通　勤　時　間	片道　　時間　　分	
母	氏　　名		
	勤　務　時　間	午前 午後　時　分から　午前 午後　時　分まで	
	通　勤　時　間	片道　　時間　　分	
主にクラブへ児童を迎えに来る方			児童との続柄（　　）

※延長保育の利用時間は厳守ください。

※「勤務時間」は、就労証明に基づきご記入ください。

※「勤務時間」と「通勤時間」を合わせて午後５時に満たない方は申立書の添付が必要です。

※「主にクラブへ児童を迎えに来る方」は、小・中学生は認められません。

※延長保育の開始を希望する月の前月の１５日までに申請書を提出してください。

（ここから下は記入しないでください。）

課　長	係　長	係	支援員	受付日